



消費生活センター かわら版



あわてない、
あわてない
ちょっと待った！
その使い方

- 身の回りの製品、正しく使ってますか？
- 防犯機能付き電話機等購入
補助金 申請期限2月28日(火)
- ご用心 暮らしの中の事故
- 役立つ情報サイト
- 出前講座のご案内

令和5年2月発行



身の回りの製品 正しく使ってますか？

消費生活センターには、製品に関わる事故の相談も寄せられています。製品による事故は製品自体が原因で発生するだけでなく、使用者の使い方によって起こる場合もあります。製品を購入した際には取扱い説明書をよく読んで、安全に使いましょう。



製品本体や取扱い説明書の警告表示を確認し正しく使いましょう



禁止マーク

しては
いけないこと



注意マーク

注意すること



指示マーク

必ず行うこと

さらに、家電製品では誤った使い方をしたときに生じる 危害・損害の程度を分けて表示しています



危険

死亡や重傷に結びつく



警告

死亡や重傷を負う可能性がある



注意

傷害や家屋・家財などの損害に結びつく

■ 取扱い説明書には

- ①安全上の注意点 ②正しい使い方 ③点検の方法 ④故障の見分け方

などが書かれています。

特に「安全上の注意」は説明書の最初の方に記載されており必ず読んでおきましょう。



相談窓口・修理窓口の連絡先も記載されているので、
なくさないように保管しておきましょう。





くらしの中の事故!!!

電子レンジ、安全に使ってますか?



〈事例①〉冷凍食品を温めようとしたらレンジ内から出火した

事故防止のポイント

- 電子レンジ庫内の汚れや食品かすが加熱され高温になります。レンジ内はこまめに掃除しましょう。



〈事例②〉サツマイモをラップせずに加熱したところ発煙・発火した

事故防止のポイント

- 水分が少ない食品や少量の食品を加熱しすぎると発煙・発火する場合があります。
- 取扱説明書にある「加熱しすぎに注意が必要なもの」や「危険な使用方法」「加熱してはいけない食品」「使用できない食器」などを確認し正しく使用しましょう。
- 原則、陶器や磁器は使えますが、金銀の模様のあるものは火花が出るので使用しないでください。



〈事例③〉電子レンジでゆで卵を温めていたら卵が破裂した

事故防止のポイント

- ゆで卵・たらこ・ソーセージ・ぎんなん・クリなど膜や殻のある食品はレンジで加熱すると内部の蒸気が抜けず圧力が上昇し破裂するおそれがあります。
- 切り込みを入れるか、フォークや爪楊枝でまんべんなく穴を開け、加熱時間は短めにしましょう。



〈事例④〉牛乳を温め取り出そうとしたら突然牛乳が噴き出した

事故防止のポイント

- お茶、コーヒー、味噌汁、カレーなどの液体状の食品は、レンジから取り出す時の振動や刺激(ゆする、まぜる、砂糖を入れるなど)で突然沸騰する場合があります。これは突沸(とつぷつ)という事象で、熱い液体が飛び散る危険性があります。
- 加熱前によくかきまぜ、加熱時間を短くして少しずつ加熱しましょう。
- 加熱しすぎたときはすぐに取り出さず、扉を閉めたまま数分置いてから取り出してください。



～レンジ内で発煙・発火したとき～

- あわてて扉を開けないでください。扉を開けると空気が入り炎の勢いが増すおそれがあります。
- まず取り消しボタンなどで加熱を中止し電源プラグを抜くなど取扱説明書に書かれている対処方法を確認しておきましょう。
- ドアのガラスは高温になっているため水をかけるとガラスが割れることがあります。
- 火が衰えない場合は消火器で消火してください。



役立つ情報サイト



身近な消費生活製品の事故情報や安全を守る制度を知りたいときに役立つサイトをご紹介します。

製品のリコール情報を知りたい

消費者庁「リコール情報サイト」



独立行政法人
製品評価技術基盤機構 (NITE)
「最近の事故情報やリコール情報を確認したい」

※リコールとは

製品に欠陥があると判明した場合に、製造者・販売者の判断で無償修理・交換・返金・回収などを行うこと

消費生活用製品の重大事故について知りたい

経済産業省「製品安全ガイド」



事故情報を検索・閲覧したい



消費者庁
「事故情報データベースシステム」

回収、修理の情報を知りたい

国民生活センター

「回収・修理、払戻し等」



家電製品に関する事故、安全性、品質等に関する相談窓口

家電製品PLセンター

TEL 0120-551-110

(対象製品：一般消費者が主に家庭内の日常生活で使用する家電製品)



※製造物責任法 (PL法) とは

製品の欠陥によって生命・身体又は財産に被害をこうむったことを証明した場合に、被害者が製造会社などに対して損害賠償を求めることができることとした民事ルール



防犯機能付き電話機等購入補助金



65歳以上の市民の方に
購入費用の2分の1 (上限5,000円) を補助します!

綴喜防犯協会の補助 (2,000円) とダブルでお得!

「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」など、特殊詐欺被害のほとんどは、自宅の固定電話に直接出たことがきっかけとなっています。

**詐欺被害防止には
防犯機能付き電話機が有効です!!**

申請期限 2月28日 (火) まで!

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

京田辺市消費生活センター (☎64-1319)

綴喜防犯協会 事務局：田辺警察署 (☎63-0110)



● 出前講座を活用しませんか？ ●

ますます巧妙化する悪質商法。被害を最小限に防ぐためには、市民の皆さんに具体的な手口や対処法を知っていただくことが有効です。
地域の皆さんで集まって、学習会を開きませんか？

講師料
無料

京田辺市出前講座〈メニュー〉

- ① あなたは大丈夫？悪質商法にご用心！
(市民一般向け)
- ② 高齢者をねらう悪質商法
(見守りの方向け)
- ③ インターネットトラブルあれこれ
など

- 参加者は10人以上から
- 区・自治会、老人クラブ等の地域活動でどうぞ！

NEW

体験型！

スマホトラブル・ミニ出前講座

実際に自分のスマートフォンを使いながら、情報検索やインターネット通販の安全な利用方法や注意点を学びます。

- 日時：平日の1時間30分～2時間程度
- 場所：市内（自宅を除く）
- 対象：基本的操作のできる人
- 人数：2～5人まで



両タイプとも、主催側で会場の用意をしていただければ、職員が出向きます。興味をお持ちの方は、消費生活センターまで、お気軽にお問い合わせください。



一人で悩まず早めに相談！

京田辺市消費生活センター

☎0774-63-1240

【平日】9時～12時・13時～16時

市役所3階 産業振興課内

(事務専用) 0774-64-1319

(FAX) 0774-64-1359

消費生活土日祝日電話相談

☎075-811-9002

【土日祝日】10時～16時

